

韮崎市（選管）告示第19号

令和8年11月15日執行の韮崎市長選挙において、公職選挙法第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録する場合の被登録資格決定の基準となる日、登録を行う日を次のとおり定める。

令和8年9月17日

韮崎市選挙管理委員会
委員長 下村 貞俊

- | | | |
|---|----------------|-------------------------------|
| 1 | 被登録資格決定の基準となる日 | 令和8年11月7日
(但し、年齢要件は11月15日) |
| 2 | 登録を行う日 | 令和8年11月7日 |